

(様式)

# 馬路町地域実質化された京力農場プラン

市町村名	地域名	(該当集落名)	当初作成年月	更新年月
亀岡市	馬路町	池尻区、北区、中区、南区 三ツ辻区、三軒屋区	平成28年2月	令和5年3月

## 1 集落（地域）が目指す姿

### (1) スローガン

最高に恵まれた農村環境に感謝し、地域雇用を生み出す活力ある営農体制の確立で、美田を後世に引き継ごう。

### (2) 今後の地域農業のあり方

課題					
① 5～10年後には、自身で耕作する農地所有者が2割にも満たなくなることが確実な中、180haの美田を次代に引き継ぐ方策の確立。					
② 限られた担い手農家が、より効率的・効果的な営農活動を行える支援体制の確立。					
③ 草刈り、溝浚え、各種美化活動等、地域ぐるみで農村環境を守るために、「現 多面的機能補助制度 = 馬路町環境クリーン団体」を活用した取り組みの拡充。					
今後、集落（地域）として取り組もうとする内容（該当部分に○印を記入「複数記入可」）					
① 他集落との連携	○	② 新規就農促進・後継者育成	○	③ 高収益作物の導入・拡大	○
④ 低コスト化	○	⑤ 営農組織の設立・法人化	○	⑥ 経営の複合化	○
⑦ 6次産業化	○	⑧ 企業の農業参入(地域参入)	○	⑨ その他	○
取組内容					
①⑤⑧：農地中間管理機構の制度を活用して、「馬路町農地まるっぽ管理方式」の取り組みを推進する。そのため、現在の任意の団体である馬路町営農組合を、一般社団法人【仮称】馬路町農地管理センターに発展的に改組する。					
①②④⑧⑨：京都府の「集落連携100ha＝農場づくり」の取り組みを推進する。					
③⑥⑦⑧⑨：地域ブランドである「馬路大納言小豆」、ブロックローテーションの主要作物である、小豆・麦・大豆・酒米・加工用米等の生産性の向上、加工商品の開発、販路の拡大を図る。					
②④⑥⑨：地域内・地域外からの新規就農者（主に野菜農家）に対する、水稲栽培及び草刈り等の農村環境保全への参画を促すと共に、その活動への支援を行う。					

### (3) 産地づくり計画

#### ① 現 状 (令和 4年度)

作 目	生産面積 (ha)	生産額 (千円)	備 考	
[土地利用型]				
・ 主食用水稲	96.90	74,419		
・ 二条大麦	25.50	7,509		
・ 馬路大納言小豆	25.90	34,965		
・ 大豆	2.00	2,350		
・ WCS用水稲	3.30	231		
・ 加工用米 (京の輝き)	5.00	3,952		
・ 酒造好適米	6.10	7,413		
[野 菜]				
・ その他野菜	9.10	57,400		

#### ② 目 標 (令和 8年度)

作 目	生産面積 (ha)	生産額 (千円)	備 考	
[土地利用型]				
・ 主食用水稲	100.00	76,800		
・ 二条大麦	28.00	8,250		
・ 馬路大納言小豆	35.30	55,280		
・ 大豆	22.00	25,850		
・ WCS用水稲	3.30	231		
・ 加工用米 (京の輝き)	10.00	7,904		
・ 酒造好適米	10.00	12,150		
[野 菜]				
・ その他野菜	13.10	82,629		

※ 目標年度については、地域の実情に応じ、農地利用など地域の将来像を議論する上で必要な、現状から概ね5～10年後を記載する。  
以下の目標年度についても同様とする。

#### ③ 地域の特産物づくりの取組方針

・ 品 目	馬路大納言小豆、水稲、酒米等の加工用米、ビール大麦、大豆、京野菜
・ 普及方法	小豆：ブランド商品である「馬路大納言小豆」の原種の保全が課題（こだわりの栽培農家の減少）。 早急にこの対策を講じる。 水稲：地域内にある土づくりセンターの「さくら有機」を水稲作付全農地に散布し、減農薬・減肥料の特別栽培米として生産拡大と販路確保を図る。 酒米：契約栽培による栽培面積の拡大。 麦：契約栽培による栽培面積の拡大。 大豆：業者等との連携した生産拡大への支援。一方、業者等には、水稲栽培等を通じた農村環境の保全等への積極的な関わりを促す。 野菜農家：主に、町外から馬路町に野菜農家として入植してきた新規就農者に対し、本業である野菜栽培に加えて、水稲栽培等の複合経営を促す。そのための農地の提供、機械の貸与等の支援策を講じるとともに、草刈り等の農村環境保全への協力を求める。
・ 販売戦略	水稲：「さくら有機」の最大限の活用を通じた、特別栽培米の生産と販路確保。非農家（委託農家含む）については、原則「馬路米」を購入する。 小豆：ブランド商品である「馬路大納言小豆」の原種の保全に特化した栽培手法を研究。 一般小豆と区別化した栽培手法による価格体系の確立と販路確保。 大豆：地域特産物となった「馬路味噌」の生産復活と販路確保。

(4) 将来の農地利用のあり方

5年から10年後には、農地の保安全管理を他人に委託したいとする農地所有者が8割以上になることが確実な状況であることから、馬路町全体の農地を一括管理する組織（一般社団法人【仮称】馬路町農地管理センター）を設立し、担い手となる大規模経営農家（希望農家も含める）・兼業農家等を中心とする個別農家、集落営農組織、地域内外の新規就農者、企業・事業所等の農業生産活動が、効率的・効果的に展開できるよう、支援する組織体制の確立を図る。

もって、馬路町の180haもの広大な農地から、荒地を出すことのない農地利用を目指す。

(5) 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針

令和2年7月から、農地中間管理機構を活用した農地利用形態、すなわち、馬路町180ha、約1,000筆、町内外の農地所有者450農家の農地を一括管理する『馬路町まるっぽ中間管理方式』の活用を目指し、準備委員会を設置。本取り組みの国・府の窓口である「一般社団法人 京都府農業会議」の指導・助言を受けながら、すべての農地所有者に説明会を開催。本取り組みに対しては、疑問解消を条件とする農家もあるが、厳しく見積っても80%近くの同意を得ているところである。

(6) 耕作放棄地の解消に向けた取組

令和3年度時点では、耕作放棄地はゼロ。今後においても、農地中間管理事業を活用した「馬路町まるっぽ中間管理方式：馬路町の農地を一括管理していく方式」の取り組みの具現化を通じて、耕作放棄地ゼロを目指す。

(7) 目標達成までのプロセス

年度	取組方針	具体的な内容
令和4年度	農地中間管理機構取り組みへの理解・協力を得る。	事業推進に向けた説明会・懇談会の開催。 「京力農場プラン」を作成し承認を得る。 定款作成・役員選出等、一般社団法人【仮称】馬路町農地管理センター設立に向けた準備。
令和5年度	京都府事業の採択に向けた取組。一般社団法人による適切な農地管理	「集落連携100ha農場づくり」事業採択を得る。 農地の適切な管理。担い手へのソフト・ハード支援。 【仮称】馬路町農地管理センターの設立・事業展開。
令和6年度	上記と同じ	「集落連携100ha農場づくり」事業推進。 【仮称】馬路町農地管理センターの事業推進。
令和7年度	上記と同じ	上記と同じ
令和8年度	農地集約・集積	【仮称】馬路町農地管理センターの活用。

## 2 集落（地域）の農業構造

### (1) 農業就業状況(担い手別)

#### ① 現 状（4年度）

項目	農業者数	年齢別							組織数			
		～34才	～44才	～54才	～64才	～74才	～84才	85才～	任意組織	農業法人		
集落（地域）の全体数	152	2	5	10	23	59	36	17	10	8	2	
中核的担い手	中心経営体	認定農業者（法認定）	2	1	1					1		1
		認定新規就農者	3	1	1	1						
		集落営農組織*1								1	1	
		基本構想水準到達者										
	その他	市町村認定農業者（地域認定）										
		その他の中心となる経営体*2	12	1		1	5	4	1	1		1
	中心経営体計	5	1	2	2					2	1	1
中核的担い手計	17	2	2	3	5	4	1		3	1	2	

\*1・・・農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号八に定める組織（以下「担い手経営安定法」という。）

\*2・・・その他の中心となる経営体がある場合は、欄外にその定義を記載すること  
**認定農業者等ではないが、組合員の後継者等である者**

#### ② 計 画（8年度）

項目	農業者数	年齢別							組織数			
		～34才	～44才	～54才	～64才	～74才	～84才	85才～	任意組織	農業法人		
集落（地域）の全体数	152	1	5	5	20	46	46	29	10	6	4	
中核的担い手	中心経営体	認定農業者（法認定）	5	2	3					2		2
		認定新規就農者										
		集落営農組織*1								1		1
		基本構想水準到達者										
	その他	市町村認定農業者（地域認定）										
		その他の中心となる経営体*2	12	1		3	6	2				
	中心経営体計	5	1	1	3					3		3
中核的担い手計	17	2	1	3	3	6	2		3		3	

\*1・・・農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号八に定める組織（以下「担い手経営安定法」という。）

\*2・・・その他の中心となる経営体がある場合は、欄外にその定義を記載すること  
**認定農業者等ではないが、組合員の後継者等である者**

(2) 中核的担い手の概要

属性	中核的担い手 (氏名) (集落名)	経営者・代表者の年齢	構成員 (従業員)	後継者の有無	現状[4年度]		計画[8年度]		農地中間管理機構からの借入希望の有無	取組内容	活用が見込まれる施策
					経営内容 (作目)	経営規模 (ha, 頭数等)	経営内容 (作目)	経営規模 (ha, 頭数等)			
その他	A (集落)	才	3名	有	水稻	5.00	水稻	6.00	有	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥地域担い手 ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦地域担い手支援事業
その他	B (集落)	才	2名	無	水稻 その他野菜 (作業受託) 稲刈・乾燥 粃すり	1.42 0.13 0.40	水稻 その他野菜 (作業受託) 稲刈・乾燥 粃すり	1.50 0.10 0.40	有	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥地域担い手 ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦地域担い手支援事業
その他	C (集落)	才	1名	無	水稻 (稲刈・乾燥・調整) 田植(委託)	2.25	水稻	3.00	有	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦地域担い手支援事業
その他	D (集落)	才	3名	有	水稻 小豆	2.35 0.10	水稻 小豆	3.40 0.10	有	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥地域担い手 ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦地域担い手支援事業
その他	E (集落)	才	2名	無	水稻 (作業受託) 田植・稲刈 乾燥・調整	5.00 2.00 3.00	水稻 野菜等 穀物等 (作業受託) 田植・稲刈 乾燥・調整	10.00 1.00 2.00 需要に応じて 需要に応じて	有	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥地域担い手 ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦地域担い手支援事業
その他	F (集落)	才	3名	有	水稻	7.00	水稻	7.00	有	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥地域担い手 ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦地域担い手支援事業
その他	G (集落)	才	3名	有	水稻 (作業受託) 乾燥・調整	17.70 3.00	水稻 (作業受託) 乾燥・調整	18.00 3.50	有	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥地域担い手 ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦地域担い手支援事業
経営規模計(ha)											

(2) 中核的担い手の概要

属性	中核的担い手 (氏名) (集落名)	経営者・代表者の年齢	構成員 (従業員)	後継者の有無	現状[4年度]		計画[8年度]		農地中間管理機構からの借入希望の有無	取組内容	活用が見込まれる施策
					経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)	経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)			
その他	H (集落)	才	3名	無	水稻	1.97	水稻	2.50	有	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥地域担い手 ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦地域担い手支援事業
その他	I (集落)	才	2名	有	水稻	1.10	水稻	2.00	有	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥地域担い手 ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦地域担い手支援事業
その他	J (集落)	才	1名	無	水稻	5.20	水稻	10.00	有	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥地域担い手 ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦地域担い手支援事業
法認定	K (集落)	才	4名	有	水稻 黒大豆 小豆	7.60 0.30 0.10	水稻 黒大豆 小豆	14.00 0.40 0.20	有	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥地域担い手 ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦地域担い手支援事業
認定新規就農	L (集落)	才	4名	有	水稻 野菜	2.00 0.50	水稻 野菜	10.00 0.50	有	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥地域担い手 ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦地域担い手支援事業
その他	M (集落)	才	5名	有	水稻	0.90	水稻	1.50	有	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥地域担い手 ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦地域担い手支援事業
認定新規就農	N (集落)	才	4名	無	野菜	0.80	野菜	1.50	有	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥地域担い手 ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦地域担い手支援事業
経営規模計 (ha)											

(2) 中核的担い手の概要

属性	中核的担い手 (氏名) (集落名)	経営者・代表者の年齢	構成員 (従業員)	後継者の有無	現状[4年度]		計画[8年度]		農地中間管理機構からの借入希望の有無	取組内容	活用が見込まれる施策
					経営内容 (作目)	経営規模 (ha, 頭数等)	経営内容 (作目)	経営規模 (ha, 頭数等)			
法認定	O (集落)	才	3名		水稲 野菜	6.00 2.00	水稲 野菜	6.00 2.00	有	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥地域担い手 ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦地域担い手支援事業
認定新規就農	P (集落)	才	3名	有	野菜	0.50	野菜	1.00	有	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥地域担い手 ⑦	R1 ①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 R4 ⑥農企業者育成事業 ⑦地域担い手支援事業
その他	Q (集落)	才	1名	無	野菜	0.30	野菜	0.50	有	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥地域担い手 ⑦	R4 ①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦地域担い手支援事業
その他	R (集落)	才	4名	無	野菜	2.50	野菜	7.50	有	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥地域担い手 ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦地域担い手支援事業
法認定	S (集落)	才	5名	有	大豆 加工用米 小豆	1.10 10.00 10.00	大豆 加工用米 小豆	20.00 10.00 10.00	有	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥地域担い手 ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦地域担い手支援事業
集落営農組織	馬路町 農作業 受託組合 (集落)	才	12名	有	水稲 ビール大麦 WCS用稲 小豆 野菜	8.00 25.40 1.70 24.20 0.90	水稲 ビール大麦 WCS用稲 小豆 野菜	10.00 28.00 2.00 25.00 1.00	有	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥地域担い手 ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦地域担い手支援事業
経営規模計(ha)						109.82		188.80			

※ 1：「属性」欄には、個人の認定農業者（法認定）は「認農」、法人の認定農業者（法認定）は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、基本構想水準到達者は「到達」、個人の市町村認定農業者（地域認定）は「市認農」、法人の市町村認定農業者（地域認定）は「市認農法」、担い手経営安定法第2条第4項第1号ハに定める法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農組織は「集」と記載する。

※ 2：「経営規模」欄には、プランの対象地区内における中核的担い手の経営面積と農作業受託面積を分けて記載する。

■プラン提出に当たっては個人名の省略を可能とする。

(3) 近い将来農地の出し手となる者と農地

近い将来農地の出し手となる農業者(氏名)	年齢	現状[4年度]		計画[8年度]		利用しなくなる農地面積(ha)	うち農地中間管理機構への貸付け希望の有無		備考(今後の役割等)
		経営内容(作目)	経営規模(ha、頭数等)	経営内容(作目)	経営規模(ha、頭数等)		農地面積(ha)	貸付等時期	
52人	才						28.70		
	才								
	才								
	才								
経営規模等計(ha)									

■プラン提出に当たっては個人名の省略を可能とする。

(参考) その他の農業者の状況

経営内容(作目) ごとの経営体数	経営規模の合計(ha、頭数等)	現状と今後の見込み	備考





(4) 地域における担い手の確保状況

担い手は十分確保されている / **担い手はいるが十分ではない** / 担い手がいない

(5) 耕地面積及び農地利用状況

① 耕地面積(現状4年度)

耕地面積								中核的担い手への地域内の集積等面積(上段ha 下段%)		
(ha)	耕作放棄地	水田	耕作放棄地	畑	耕作放棄地	樹園地	耕作放棄地	水田	畑	樹園地
179.0		176.0		3.0				109.82 (61.1%)	106.82 (60.7%)	3 (100%)
								うち、中心経営体の面積	56.9 (32.3%)	

\*中核的担い手への地域内の集積等面積については、経営面積と農作業受託面積を区分して記載すること。

② 耕地面積(計画8年度)

耕地面積								中核的担い手への地域内の集積等面積(上段ha 下段%)		
(ha)	耕作放棄地	水田	耕作放棄地	畑	耕作放棄地	樹園地	耕作放棄地	水田	畑	樹園地
179.0		176.0		3.0				179 (100%)	176 (100%)	3 (100%)
								うち、中心経営体の面積	116.6 (66.3%)	

③ 対象集落(地域)の現状

a	地区内の耕地面積	179.0 ha
b	アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕地面積の合計	179.0 ha
c	地区内における75歳以上の農業者の耕作面積の合計	14.4 ha
	i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	6.5 ha
	ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	ha
d	地区内において今後中核的担い手が引き受ける意向のある耕作面積の合計	79.0 ha
e	地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	59.7 ha
	(備考)	

※1:cの「75歳以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載すること。

※2:d及びeの面積は、上記の該当する区分の計画の合計から現状の合計を差し引いた面積を記載すること。

※3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載すること。

※4:話し合いに活用した地図を添付すること。

(6) 対象地区内における中核的担い手(中心経営体)への農地の集約化に関する方針

馬路まるっぽ中間管理方式(馬路町農地の一括管理体制)による、担い手への農地の集約化・集積化を行う。担い手農家の意向を最大限尊重する。※担い手:個人の大規模経営農家(農地の集積等への支援)。兼業農家等個人経営農家への延命につながる営農支援(農機の貸付等の農作業支援)。現農作業受託組合への支援。企業・事業所への農地集積等による経営支援。町内外からの新規就農者への支援等。

※ 中核的担い手への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定しているが、その「集落」の範囲は、話し合いが可能な範囲で、地域の実情に応じ柔軟に設定することも可能とする。

### 3 集落（地域）営農推進体制

#### (1) 農地利用調整の組織

・ 現 状	担い手の高齢化が進み、5年後ぐらいからは、耕作リタイア組が一気に増えることが想定されるが、現時点では、親戚や知り合いに直接委託をお願いするケースが多く、町外の人を中心に、そうしたことが困難な農家は、現営農組合に委託する状況である。幸い、現時点では、委託農家が少なく耕作放棄地は出ていない。
・ 計 画	直近の耕作農家の意向調査によると、5年後ぐらいになれば、他人に農地を管理委託したいという農家が、8割以上になることが確実となる結果が出ている。従って、馬路町の農地180ha、1,000筆以上の農地を一括管理する仕組み（馬路町まるっぼ中間管理方式）による、一般社団法人【仮称】馬路町農地管理センターを、令和4年度内を目途に設立し、農地利用の一括管理を行っていく計画である。

#### (2) 農作業受託などの作業調整組織

・ 現 状	兼業・高齢者専業農家、大規模耕作農家（2ha以上耕作農家13戸・1ha以上の耕作農家であれば39戸）農作業受託組合を中心に、転作対応、水稲栽培を中心とした農地保全管理がなされ、耕作放棄地は出ていない。
・ 計 画	兼業・高齢者専業農家等の個人経営農家の延命措置（部分請負、機械貸与等）、大規模耕作農家・農作業受託組合・新規就農者等の担い手農家が、効率的・効果的な営農活動を可能にする農地集積を、耕作者の意向を尊重して支援する組織体制を確立する。即ち、農地中間管理制度を活用した【仮称】馬路町農地管理センターを令和4年度内を目途に設立し、担い手農家支援を通じて持続可能な地域営農活動を推進する。

#### (3) 農業用施設管理体制（農道、水路、ポンプなど）

・ 現 状	上桂川土地改良区連合及び川東土地改良区（馬路土地改良区）、一部多面的機能支払交付金制度との連携（馬路町環境グリーン団体）等 による施設管理。
・ 計 画	同 上

※ (1)～(3)に関する組織図を添付してください。

### 4 目指す姿を達成するために必要な農業用機械・施設等整備事業計画 （機械、施設、農地、農道、水路、ポンプ、耕作放棄地解消対策など）

事業主体	取 組 内 容	必要な機械・施設	実施事業	実施年度				
				4	5	6	7	8
農作業受託組合	必要な機械。施設の整備	トラクター・コンバイン・乾燥機	機械・施設導入		○	○	○	○
		田植機・倉庫 等						
個人・事業所	〃	トラクター・コンバイン・乾燥機	機械・施設導入		○	○	○	○
		田植機・ビニールハウス 等						
川東土地改良区	用水路の漏水改修 等	ハイパーシンプルシート工法に必要な材料	漏水改修事業 等		○	○	○	○
多面的機能支払活動組織	農道、水路等の法面管理 等	無線草刈機・自動草刈機	畦畔草刈 等		○	○	○	○
		脱着式草刈機・防草シート 等						

本プランをそのまま公表する場合、特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得るなど個人情報保護条例等に抵触しないようにすること。なお、本人の同意が得られない場合等には、個人が識別されないよう留意すること。